

那覇市立図書館資料収集方針

令和5年12月5日 中央図書館長決裁

那覇市立図書館資料収集方針（平成2年10月26日決裁）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この方針は、那覇市立図書館（以下「図書館」という。）の資料収集の方針を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 図書館は市民の知る自由を保障し、市民文化の創造・発展に貢献するために市民生活に役立つ資料と情報を提供する役割を負う。収集する資料の決定は、適正な蔵書構成になるよう次に掲げる事項に留意しながら、複数の図書館職員で確認した上で、中央図書館にあっては中央図書館長、分館にあっては分館長が行う。

(1) 資料収集の自由を守る。

図書館は、「図書館の自由に関する宣言」（1954年採択、1979年改訂、日本図書館協会）にもうたわれているように、全ての市民の知る自由を保障するための社会教育機関である。資料選択にあたっては、図書館（員）が、資料自体の価値及び市民の要望に基づき、責任をもって主体的に判断する。またいかなる圧力によっても資料選択の自由が侵されてはならない。

(2) 資料収集の中立性・公平性をめざす。

特定の思想、信条、宗教等に偏ったり、あるいはこれを排除したりせず、公平な資料収集を行う。

また、社会の様々な情報を考慮し、社会全体としての中立性・公平性をめざす。なお、収集した資料がどのような主張を持っていようとも、図書館又は職員がそれを支持することを意味するものではない。

(3) 市民の要望・期待に即した資料の収集をめざす。

図書館の任務は、「基本的人権のひとつとして知る自由を持つ市民に

資料を提供する」が第一であることから、市民の要望の充足を図り、潜在しているニーズの把握に努め、多様な要望に応えられる蔵書構成をめざして収集を行う。

(4) 蔵書構成の最適化及び適切な蔵書更新を行う。

価値観の多様化に伴い市民の要望する資料は年々幅広くなっている。このような中で市民の資料要望に応じていくためにも、中央図書館・分館で分担を行い、効率のよい蔵書構成を確立する。さらに収集対象外基準を設置し、全ジャンルを適切に収集する。なお、複本については、原則として一般図書及び児童図書は3冊まで、郷土図書は4冊までとする。

また、継続的に資料の収集をしていくと、本が増え書架が一杯になり新刊書が入らなくなる。新刊書が古い本に埋もれて魅力を失い、探しにくくなる等、様々な問題が生じてくる。図書館の各担当者は、自館の書架を日常的に整理して状況を把握したうえで、新鮮で魅力ある書架になるよう全体のバランスに配慮した蔵書構成を考え、書架の並べ替え等を随時行う。

中央図書館・分館はそれぞれの機能・役割・分担に応じ、資料を適切に除架・除籍し、毎年ある程度の蔵書更新を行う。その際に、購入年度あるいは出版年によって機械的に除架・除籍することは避ける。

2 中央図書館・分館の蔵書構成

(1) 中央図書館の蔵書

すべての市民の調査研究並びに教養・娯楽に必要な資料や実用的価値の高い情報を提供する。このために必要なあらゆる分野の入門書からある程度専門的な資料まで広範囲に収集するとともに、市立図書館の中核として分館を補完する資料を収集する。とくに郷土資料については一定程度の蔵書数を保ち、市民の調査研究に役立つ蔵書構成とする。

(2) 分館の蔵書

地域の特徴や特定の利用者層をターゲットとした分野に重点を置いた収集を行う。主に教養・娯楽に必要な、生活実用、趣味、小説等の分野、

さらに地域のことを調べるための地域資料を中心的に収集する。また近隣の子どもたちが気軽に立ち寄れる地域の図書館として、子どもの本、乳幼児の絵本、中高生向けの資料は重視する。

3 収集対象外基準

(1) 次にあげる資料を収集対象外とする。

ア 書き込み、切り取り、組み立て等を目的として作られた資料や、著しく耐久性に欠ける紙質・印刷及び製本の状態から、長期の使用・保存に耐えられない形態の資料

イ 各種試験問題集

ウ 営利目的及び宣伝色が強い資料（ゲーム等攻略本、ギャンブル攻略本、芸能人写真集等）

エ 暴力や犯罪を容認したり残虐性を助長する資料、人権への配慮に欠ける資料及び性的表現が過激な資料

(2) 上記(1)であげた収集対象外の資料でも館長が特に必要と認める場合には収集する。

(収集資料の種類)

第3条 収集する資料の種類は次のとおりとする。

(1) 図書資料(一般図書、郷土図書、行政資料、参考図書、児童図書、YA向け図書、マンガ)

(2) 逐次刊行物(新聞、雑誌、その他)

(3) 視聴覚資料(CD、DVDなど)

(4) 障がい者サービス資料(デイジー図書、点字付図書、録音図書、さわる絵本、その他)

(5) 電子書籍

2 技術の進歩などによる新しい形態の資料については、その普及度・利便性・継続性を考慮した上で、収集対象に加えるものとする。

(資料別収集方針)

第4条 収集する資料の範囲は、国内で刊行される資料を中心とし、各分野にわたるものとする。

資料の種類別収集方針は、次のとおりとする。

1 図書資料

(1) 一般図書

ア 0類(総記、情報科学、図書館、図書、百科事典、逐次刊行物、ジャーナリズム)

(ア) 情報科学は、進展が著しい分野なので、最新の資料を収集する。

(イ) 図書館に関する資料は、専門性が高い資料まで収集する。

(ウ) 著作権に関する資料については、法の改正に注意して収集する。

(エ) 百科事典は、多種類そろえる。新しい版が出たら可能な限り収集する。

(オ) ジャーナリズムに関する資料は、幅広く収集する。

イ 1類(哲学、心理学、倫理学、宗教)

(ア) 特定の思想、学派、宗教、宗派に偏ることなく、公平な立場で収集する。

(イ) 心霊研究、易占に関する資料は、厳選して収集する。

(ウ) 人生訓、教訓については、特定の著者に偏らないように注意して収集する。

ウ 2類(歴史、伝記、地理)

(ア) 歴史は、特定史観に偏らないように、多様な観点の資料を収集する。

(イ) 伝記は、被伝者に対する多様な評価に留意し、客観的なデータに基づいた信頼性が高いものを収集する。

(ウ) 地理と旅行案内は、正確で信頼性が高い最新の資料を収集する。

エ 3類(社会科学、政治、法律、経済、統計、教育、風俗習慣、国防)

(ア) 社会情勢等を踏まえ、各分野の多様な観点の資料を幅広く収集する。

(イ) 法律に関する資料は、法の改廃等に注意して収集する。

(ウ) ビジネス書と実用書は、最新のものを厳選して収集する。

(エ) 教育に関する資料は、基本的文献と市民の関心が高い最新のものを収集する。

オ 4類(自然科学、数学、理学、医学)

(ア) 進展が著しい分野なので、最新の資料を収集する。

- (イ) 大学の一般教養程度の難易度のものを中心に収集する。
- (ウ) 医学と薬学に関する資料は、内容の信頼性に留意し、一般向けのものを収集する。

カ 5類(技術、工学、工業、家政学)

- (ア) 進展が著しい分野なので、最新の資料を収集する。
- (イ) 大学の一般教養程度の難易度のものを中心に収集する。
- (ウ) 実用書は、趣味や実用に役立つ市民の関心が高いものを広く収集する。

キ 6類(産業、農林水産業、商業、運輸、通信)

- (ア) 実用書は、実用性の高いものを幅広く収集する。
- (イ) 運輸、交通、通信については、最新のものを収集する。

ク 7類(芸術、美術、音楽、演劇、スポーツ、諸芸、娯楽)

- (ア) 教養、趣味、娯楽に役立つ資料を幅広く収集する。
- (イ) 大人も楽しめる絵本や紙芝居も収集する。
- (ウ) 写真集は、評価の高い基本的な資料を収集する。
- (エ) 芸能人、スポーツ選手に関する資料は、厳選して収集する。

ケ 8類(言語)

- (ア) 教養、学習、実用に役立つ資料を幅広く収集する。
- (イ) 外国語に関する資料は、需要の多い言語を中心に収集する。
- (ウ) 辞典は、基本的なものはもれなく収集する。

コ 9類(文学)

- (ア) 日本文学は、各時代の作品や研究書等を幅広く収集する
- (イ) 現代小説とエッセイは、利用者の関心、話題性を考慮して幅広く収集する。
- (ウ) 外国文学は、利用者の関心、話題性、文学史的視点も考慮して収集する。

(2) 郷土図書・行政資料

郷土図書とは、「特定の地域で刊行あるいは生産され、また、その地域に関して記述されている資料」のことをいう。那覇市立図書館における「特定地域」については、現在の那覇市あるいはかつて琉球国の王城の

所在地であった首里、古くからの交易都市那覇、織物と漁業の村であった小禄、純農村であった真和志、という個性的な村落の集合体であるという歴史的経緯、行政的経緯をふまえて、地域資料の地理的範囲を那覇市(旧那覇、旧首里、旧真和志、旧小禄)、沖縄県全域とする。

ア 那覇市関係資料

- (ア) 那覇市の歴史、地理、地誌、自然等を扱ったもの(研究、記録、統計、目録、索引、写真等)、那覇の人、那覇の事柄を取り扱ったもの、那覇に伝来する事柄を扱ったもの(説話、伝説、昔話、ことば、風俗、習慣等)、那覇を主要な舞台とするフィクション、ノンフィクション作品、那覇について記述されている雑誌、パンフレット等、様々なジャンルから幅広く収集する。
- (イ) 文化財に関する資料、各図書館、博物館、等の発行した郷土資料目録等は網羅的に収集する。複本も可能な範囲で収集する
- (ウ) 地域に関する民間出版物は、存在自体がつかみにくい場合が多いが、新聞の地方版などに目を配って、収集するよう努める。

イ 行政資料

那覇市の発行した資料。沖縄県内市町村要覧、総合計画、地図、都市計画、統計書等の主要なものを収集する。

ウ 沖縄県資料

沖縄県に関する資料は市民の利用が多いので、積極的に収集する。

エ 児童郷土

子ども向けの資料や郷土関係の調べ学習などに必要な資料を収集する。

(3) 参考図書

参考図書は、「記事の配列及び扱い方が通読されているようになっていくのではなく、特定の情報記事が調べやすいようになっている図書」である。

市民の調査研究に役立つ資料を幅広く収集する。収集にあたっては、内容の信頼性(編著者出版社等)、構成・特色、形態(耐久性、活字の大きさ等)について充分検討する。

参考図書は原則として館内での閲覧のみだが、必要なものについては複本を用意して貸出を行う。

ア 辞典・事典

多少の内容的重複はいとわず、より多くの資料を収集する。

イ 統計資料、年鑑、白書

必要に応じて、中央図書館が収集する。複本は原則として用意しない。

ウ 地図

一般地図帳は、正確で信頼性の高い最新のものを収集する。市街図、観光地図、道路地図は、地域(沖縄県)のものを中心に収集する。

エ 図鑑

極端に特殊なものは避け、収録範囲の広いものを幅広く収集する。

(4) 児童図書

児童図書は、0歳から概ね小学生までを対象とした資料である。子どもが読書の楽しみを発見し、情操を豊かにし、知識を深めるのに役立つように各分野を幅広く収集する。子どもの利用に耐えるような、装丁・造本がしっかりしたものをできるだけ収集する。また、学校図書館支援に役立つ資料の収集にも努める。

ア 絵本

絵本は、子どもの読書の第一歩であることに十分に留意し、わかりやすく適切な言葉で表現されており、子どもの知的・情緒的経験を広げ、想像力を豊かに養うものを中心に幅広く収集する。

(ア) 赤ちゃん絵本(乳幼児向け絵本)

日常生活、身近な人、食べもの、動物、遊び、音、わらべうたなど乳幼児にもわかりやすいテーマで、出会いや発見、知る喜びや繰り返しの面白さなどがあるものを収集する。

(イ) 知識絵本

子どもの知的好奇心を満たし、物事への興味や関心を深めるものを収集する。

(ウ) 創作絵本

子どもの成長や発展を促す前向きなものや自分の経験を再現して楽しめるもの、空想力を刺激し、物語に参加できるものを収集する。

イ 紙芝居

集団への読み聞かせに向く特性を活かし、画面の引き抜き効果等を考慮しながら、演じやすく、絵と文章の調和のとれたものを収集する。子どもの生活に密着した題材を扱ったものや、子どもの想像の世界を広げられるもの、生活・しつけを含む様々なジャンルから幅広く収集する。

ウ ノンフィクション

子どもの知的好奇心を満たし、記述内容の正確さ、数値情報の新しさ、出典の明示などを考慮しつつ、知識・学習・趣味・娯楽に立つ資料を幅広く収集する。

エ 昔話・神話・伝説

宗教学や民俗学の一分野としてではなく子どもの文学として位置づけ、主題、筋運び、人物像が正しくとらえられているものを収集する。各国、各地方の資料を幅広く収集する。

オ 児童文学

日本文学、外国文学ともに、自主的な読書を楽しむ子どもに適した資料を、古典から現代文学まで幅広く収集する。長く読み継がれ定評のあるものを中心に、現代の子どもの要望にあった新しい作品についても積極的に収集する。

詩歌、戯曲、物語、ルポルタージュなど、各ジャンルを幅広く収集する。

(5) Y A (ヤングアダルト) 向け図書

Y A 向け図書は、中学生、高校生ならびに同世代の勤労青少年(13歳から19歳。以下、Y A 世代)を対象とした資料である。

教養、趣味、娯楽、実用にわたり Y A 世代の興味・関心に応え、読書の楽しみを知ることができる資料、学習や課題解決に役立つ資料、将来を考える上で参考となる資料を幅広く収集する。

各分野については、主題、表現方法、装丁、活字の大きさ等が利用者に適していることに留意し、一般図書に準じて収集する。

(6) マンガ

文化の一メディアとして、各時代の代表的なもの、評価の高いもの、資料的な価値があるものを中心に幅広い年代に親しまれる資料を収集する。

2 逐次刊行物

(1) 雑誌

雑誌は、継続購入し、保存されることが望ましい。「那覇市立図書館逐次刊行物保存要綱」に基づき、計画的かつ継続的に収集する。

ア 一般雑誌は、利用者の様々な要求や興味に適切なものを収集する。

学術雑誌や専門雑誌は、内容の正確さや新しい情報が記録されているかどうかを留意し収集する。

イ 政治的、宗教的、思想的背景を持つ雑誌については、一部のものに片寄ることなく平等に受け入れる。

ウ 同一テーマの雑誌は、各館調整して、多くのタイトルを有効に収集する。

エ 郷土関係の雑誌は、積極的に収集する。

(2) 新聞

ア 本土紙は、数種類収集することによって公平を心がける。

イ 県内紙は、できるだけ収集する。

3 視聴覚資料

紙媒体を補う幅広い資料提供の一環として、視聴覚資料を次の視点において収集する。なお、資料的価値・資料購入予算などを総合的に判断し収集するものとする。

(1) 幅広い年齢層の利用を視野に入れ、市民のニーズも考慮しながら、教養・娯楽・学習など多様な利用目的に対応できるよう幅広い分野より収集する。

(2) 読者バリアフリー対応作品（字幕や副音声）等を積極的に収集する。

(3) 郷土に関する視聴覚資料はジャンルを問わず網羅的に収集し、とく

に那覇市出身、那覇市に関係のある作品はできるかぎり収集する。

(4) メディアの多様化に対応し、提供・保管において耐久性に優れた媒体の資料を収集する。

(5) 著作権の補償処理に留意して収集する。

4 障がい者サービス資料

視力低下や上肢のケガ・発達障がいなど、さまざまな要因で本を読むことが難しい方でも活用・楽しめる資料の収集に配慮する。

幼児ら一般まで幅広い年齢を対象に、『デイジー図書』『LLブック』『大活字本』『触る絵本』『点字付図書』など各々の特性を活かした資料を物語・絵本・知識・教養など、幅広く収集する。

5 電子書籍

電子書籍とは、オンラインで読める電子化された書籍のことである。

(1) 紙媒体の図書の取り扱いに準じ、ニーズや蔵書構成を参考に、体系的に収集を行う。

(2) 収集する紙媒体等を補完し、魅力ある蔵書構成となるよう、電子書籍の以下の特性を生かした資料についても収集する。

ア 音声読み上げ機能や背景色への対応など、読者バリアフリーに対応している資料。

イ 学習・資格参考書、問題集等。

(3) ハウツー本やベストセラー本、児童書など広く収集する。また、来館が困難な利用者にサービスを提供できるよう、ビジネス書・育児書など、さまざまな分野の資料を収集する。

(その他)

第5条 リクエストを受けた本の取扱いについては、この収集方針に基づき判断する。

2 寄贈資料の受入は、別途定める。

付 則

この方針は、令和5年12月5日から施行する。